

# 宇都宮市悠久の丘次期事業アドバイザー業務プロポーザル実施要領

「宇都宮市悠久の丘次期事業アドバイザー業務」を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

なお、本業務委託のプロポーザルは、令和8年度本市予算が原案どおり成立することを前提として年度開始前準備行為として実施するものであり、予算が原案どおり成立しない場合、このプロポーザルの変更、中止等を行うことがあります。

## 1 業務の概要、選定方法等

### (1) 業務の名称

宇都宮市悠久の丘次期事業アドバイザー業務

### (2) 業務の内容

宇都宮市 悠久の丘の次期運営等の事業は、令和6・7年度に実施した事後評価及び次期事業手法の検討業務の結果等に基づき検討した結果、PFI法に基づき宇都宮市悠久の丘の運営・維持管理及び修繕工事について、民間事業者に一括して長期的かつ包括的に委託することを予定している。

本業務の概要は、次期運営等の事業について、PFI法に基づいて行う実施方針の作成から民間事業者の募集・選定・契約締結までの検討・手続きに関する総合的な支援を行うものである。

※ 詳細については、「宇都宮市悠久の丘次期事業アドバイザー業務」委託仕様書のとおりとする。

### (3) 選定方法

地方自治法施行令第176条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して提案内容の評価を行い、随意契約の候補者を選定する。

### (4) 公募方法

宇都宮市ホームページに実施要領、参加申請書等を掲載し、提案を公募する。

(<http://www.city.utsunomiya.lg.jp/>)

### (5) 契約期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和11年3月30日（金）までとする。

### (6) 予算限度額

50,050,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

令和8年度 8,250,000円

令和9年度 23,980,000円

令和10年度 17,820,000円

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として、業務履行に要する経費として示すものである。

※ 消費税は、10%で算出すること。

※ 令和8年度から令和10年度の総額及び各年度の金額を超えた提案書は『失

格』とし、内容評価は行わない。

### (7) スケジュール

項目	日時	備考
公募開始 質問受付開始	令和8年2月25日(水)	宇都宮市ホームページに掲載 ※質問は電子メールにより提出
参加申請関係書類の 提出期限及び質問受 付期限	令和8年3月4日(水) 正午まで	参加申請書類は持参又は郵送 (書留に限る。)
質問回答	令和8年3月6日(金)	電子メールにより回答
辞退届提出期限	令和8年3月11日(水)	
企画提案書・見積書 提出	令和8年3月13日(金) 正午まで	電子メールにより提出
プレゼンテーション	令和8年3月25日(水)	・提案書に基づき説明すること ・担当予定者は出席すること ・詳細な時間は後日連絡する。
審査結果通知	令和8年4月下旬以降	

※スケジュールは、変更する場合がある。

### (8) プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課 (生活安心グループ)

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL: 028 (632) 2866 FAX: 028 (632) 6600

E-mail: u1815@city.utsunomiya.tochigi.jp

## 2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加するものは、公告日から受託候補者決定の日までの間において以下の条件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本市の令和7年度～令和10年度入札参加有者資格者名簿(物品製造・販売・委託業務・その他)の「調査・分析等業務」に登録されている者または令和8年4月1日時点の名簿への登録が完了する見込みの者であること。
- ③ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止又は入札参加保留中ではないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

### 3 参加申請関係書類の提出

#### (1) 参加申請

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり「参加申請書（様式1）」を提出しなければならない。

- ①提出書類 参加申請書（様式1） 1部
- ②提出期限 令和8年3月4日（水）正午まで（郵送必着）
- ③提出場所 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課  
生活安心グループ（本庁舎2階）
- ④提出方法 持参又は郵送（書留に限る。）すること。

#### (2) 資料の提供

「参加申請書」を提出した者のうち希望する者には、提案書作成のために下記資料（電子データ）を貸与するので、下記のとおり申し出ること。貸与された資料は、令和8年4月30日（木）までに持参又は郵送にて返却すること。

- ①貸与資料（CD-R）
  - ・「長期修繕計画報告書」
  - ・「事後評価業務報告書」
  - ・「次期事業手法の検討及びPFI導入可能性調査業務報告書」
  - ・「宇都宮市悠久の丘の事後評価結果及び次期事業手法・事業期間の方針について」
- ②貸与場所  
〒320-8540  
宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課  
生活安心グループ（本庁舎2階）
- ③貸与申出期間  
令和8年2月26日（木）から令和8年3月4日（水）まで（土曜、日曜及び祝日を除く）の午前9時から午後4時（ただし3月4日（水）は正午まで）

#### (3) 質問及び回答

質問については、「質問書（様式2）」を作成し提出すること。

- ①提出期限 令和8年3月4日（水）正午まで
- ②提出場所 宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課
- ③提出方法 電子メールにより提出し、到着確認のため、送信後に電話連絡すること。  
E-mail : u1815@city.utsunomiya.tochigi.jp

#### ④回答方法

質問書に対する回答はすべての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に対して、令和8年3月6日（金）までに電子メールにより回答する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

## 4 企画提案書作成要領

### (1) 提出書類

提案書及び見積書

### (2) 提出期限

令和8年3月13日（金）正午まで（必着）

### (3) 提出場所

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課 生活安心グループ（本庁舎2階）

### (4) 提出方法

提案は1案とし、電子メールにより電子データを提出し、到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

### (5) 提案書の記載事項及び規格等

提出書類		備 考
様式3	1 実施体制	配置予定の主任技術者・担当技術者を記載する。 ※ 他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合には分担業務の内容 再委託先及びその理由を記載する。
様式4	2 同種業務の履行実績調書	他自治体等での同種業務受託の実績概要を記載すること。
様式5	3 提案書の概要	提案書の内容についての概要を記載する（A4両面1枚以内）。
Microsoft PowerPoint で作成した電子データ （20スライド以内、文字の大きさは12ポイント以上）	4 実施方針・スケジュール	本市の現状（「長期修繕計画報告書」、「事後評価業務報告書」及び「次期事業手法の検討及びPFI導入可能性調査業務報告書」参照）を踏まえたうえで、業務の実施方針、スケジュール、留意点等を記載すること。
	5 仕様書に関する提案	<p>【テーマ1: 次期事業者の公募に関する提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次期事業は、火葬炉の修繕・維持管理という特殊な業務や建設後の施設の改修・維持管理業務を含むことから、公募に際しての競争性の確保、コンソーシアムの組成条件、評価項目等、事業者選定を行う上での留意点及び想定される課題と対応案について示すこと。</li> </ul> <p>【テーマ2: 次期事業の安定した運営に関する提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次期事業の安定した運営のために重要と考える事項を示し、DBO方式で運営を行う上での留意点及び想定される課題と対応案を示すこと。</li> <li>次期事業におけるSPC組成の可否に係る判断に必要な材料や留意点を示すこと。</li> </ul> <p>【テーマ3: 契約条件や要求水準等の見直しに関する提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次期事業の契約条件や要求水準等について、重要と考える</li> </ul>

		<p>事項を示し、契約書や要求水準書を作成する上での留意点及び想定される課題と対応案を示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年の社会情勢を踏まえ、次期事業における予定価格の設定は慎重に行う必要があることから、予定価格の精度を高めるための具体的な対応案を示すこと。</li> </ul>
電子データ (様式任意)	6 参考見積書（税 抜き）	・ 本業務履行に要する費用を見積もり、年度ごとの積算内訳を明示すること。
	7 会社概要	・ 会社概要を記した資料（パンフレット等）

## 5 その他

### ①疑義の照会

提案関係書類の内容については、後日、本市から疑義照会等を行うことがある。

### ②提案のための費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

### ③提案辞退

提案の辞退を希望する場合は、提案書の提出期限までに辞退届（様式任意）を書面により提出すること。その際、貸与した電子データ（CD-R）を返却すること。

なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

### ④「提案関係書類」の取扱い

- ・ 提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載された内容の追加及び変更について一切認めない。ただし、本市が提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認めたときはこの限りではない。
- ・ 提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・ 提出された提案関係書類は複製する場合がある。

### ⑤提案関係書類の公開

提案関係書類は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となることから、情報公開請求により公開される場合がある。そのため、公開されることにより提案者が不利益を被るおそれのある技術情報や、その他の企業秘密が含まれないよう注意すること。

### ⑥提案関係書類の表現方法

提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易く、解り易いものとする。

### ⑦秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 6 審査方法及び審査結果

提案関係書類の審査と併せ、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、提案者への質疑等を行ったうえで最優先順位者及び次点の者を選定する。

## (1) 提案のプレゼンテーション

ア 日 時	令和8年3月25日(水)で本市が指定する時間(別途連絡)
イ 場 所	本市が指定する場所(別途連絡)
ウ 説明時間等	説明20分, その後, 質疑応答10分程度
エ 説明資料等	提出した提案書(電子データ)をもとに説明すること。モニターを使用する場合は, 提出した提案書と同じ電子データ及びHDMIケーブルで接続できるノートパソコンを持ち込み, 本市が用意したモニター及びHDMIケーブルに接続し表示すること。

## (2) 審査の評価項目

企画提案書の評価は以下の項目に基づき行い, 下記「評価の視点」に記載した項目のうち提案書に記載されていない項目がある場合は失格とする(合計100点)。

なお, 地域経済貢献度を総合評価点に加点するものとする(配点は5点を上限)。

評価項目		配点	評価の視点
① 業務体制		5点	・主任技術者, 担当技術者が適正に配置されるなど, 本業務が着実に実施できる体制か。
② 事業実績		5点	・本業務と同種業務の実績があるか。
③ 実施方針・スケジュール		10点	・本市の現状を踏まえ, 本業務の目的, 業務内容を的確に理解しており, 市が求める内容と, 提案内容の実施方針に乖離がないか。 ・庁内での検討期間や議決時期が考慮され, 現実的かつ事業進捗に遅れが出にくいスケジュールとなっているか。
④ 仕様書に関する提案	テーマ1 次期事業者の公募に関する提案	20点	・競争性を確保するための提案が示されているか。 ・コンソーシアムの組成条件に関する提案が示されているか。 ・評価項目に関する提案が示されているか。 ・公募及び事業者選定に関する上記以外の提案が示されているか。
	テーマ2 次期事業の安定した運営に関する提案	20点	・次期事業の安定した運営のために重要と考える事項が示されているか。 ・DBO方式で運営を行う上での留意点及び課題が示されているか。 ・DBO方式で運営を行う上での留意点及び課題に対する対応案が示されているか。 ・次期事業におけるSPC組成の可否に係る判断に必要な材料や留意点が示されているか。
	テーマ3 契約条件や要求水準等の見直しに	25点	・次期事業の契約条件について, 重要と考える事項が示されているか。 ・次期事業の要求水準について, 重要と考える事項が示されているか。

	関する提案		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書や要求水準書を作成する上での留意点及び想定される課題が示されているか。</li> <li>・ 契約書や要求水準書を作成する上での留意点及び想定される課題に対する対応案が示されているか。</li> <li>・ 予定価格の精度を高めるための具体的な対応案が示されているか。</li> </ul>
⑤	プレゼンテーション	5点	
⑥	見積価格	10点	10点×最低見積価格／当該業者見積価格

### (3) 提案者の失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 令和8年度から令和10年度の合計及び各年度における予算限度額を超えた見積書を提出した者
- ② 提案関係書類に虚偽の記載をした者
- ③ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ④ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ⑤ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- ⑥ その他「実施要領」の諸条件に違反した者

### (4) 審査結果の発表

- ・ 審査結果は、提案者に対して令和8年4月下旬以降、書面により通知する。
- ・ 次点として選定された者及び選定されなかった者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）の各日午前8時30分から午後5時までに審査結果の通知を持参のうえ、書面により申請するものとする。なお、回答は、後日、文書により行うものとする。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 7 契約

- ・ 提出された提案関係書類及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位の者と随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 本市は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。